会議録（１）

会議の名称	平成２９年度　第３回　飯能市障害福祉審議会
開催日時	平成２９年１０月３０日（月） 開会　午後６時３０分　　閉会　午後８時１０分
開催場所	飯能市役所本庁舎　別館２階　会議室
会長氏名	上野　容子
出席委員	上野　容子　　角田　健一　　大森　三起子　　田中　正彦 桑山　和子　　岡田　京子　　齋藤　みどり　　佐藤　智恵美 原　　陽一　　神山　秀昭　　吉岡　かおる　　加藤　久子 小島　崇幸　　野田　剛
欠席委員	坂本　美津子　　樽澤　久美子
説明者の職氏名	健康福祉部長兼福祉事務所長　島田　茂 障害者福祉課長兼つぼみ園長　安藤　礼子 障害者福祉課主幹（相談支援担当）双木　和宏 障害者福祉課主幹（障害総務担当）須田　あゆみ
傍聴者の数	１人
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	健康福祉部長兼福祉事務所長　島田　茂 障害者福祉課長兼つぼみ園長　安藤　礼子 障害者福祉課主幹（相談支援担当）双木　和宏 障害者福祉課主幹（障害総務担当）須田　あゆみ 障害者福祉課主任　佐藤　正也 障害者福祉課主任　西村　英樹
飯能市委託事業所	飯能市すこやか福祉相談センターさかえ町　徳永　龍介 飯能市すこやか福祉相談センターはちまん町　真鍋　さゆり 飯能市精神障害者地域活動支援センター希望　志村　栄子 飯能市障害者就労支援センター　平沼　裕太

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項	
１　開会（午後６時３０分） ２　あいさつ 上野会長 ３　議事 第４次飯能市障害者計画・第５期飯能市障害福祉計画・第１期飯能市障害児福祉計画の策定について ・配布資料に基づき、事務局より説明を行った。 ・意見等がある場合には、１１月６日（月）までに事務局へ提出をしていただくこととした。 ４　その他 ・特になし。 ５　閉会（午後８時１０分）	
備　考	

会議録（３）

発　言　者	発　言　内　容
課長	これより、審議に入らせていただきます。規則に従いまして、会長に議長をお願いいたします。
会長	それでは、次第の３の議事に入ります。「第４次飯能市障害者計画・第５期飯能市障害福祉計画・第１期飯能市障害児福祉計画について」を議題といたします。 　事務局より説明をお願いいたします。
主幹 （障害総務担当）	（資料により説明）
会長	各委員からの意見も素案に盛り込まれているようですので、ご確認いただきながら審議したいと思います。 　今回が答申前の最後の審議となるため、計画全般について委員の皆様からご意見やご質問等をお願いいたします。
委員	１点目は、３１ページの「取組６：小・中学校における障害に関する学習」についてです。社会福祉協議会による各学校の福祉教育の多くは、車椅子や手話、点字の体験などの身体障害に関するものとなっています。本計画策定のためのアンケート結果では、知的障害でも障害福祉に関する学校教育が高いニーズとなっていることから、お考えをお聞かせください。 　２点目は、４１ページの「取組３４：相談支援体制の充実及び一元的な相談窓口の検討」についてです。一元的な相談窓口の検討と記載してありますが、介護保険事業計画や子ども・子育て支援事業計画ではこのような記載がありません。障害の分野では、総合相談の必要性をどのようにお考えですか。 　３点目は、５４ページの「取組６０：制度の担い手の養成」についてです。市民後見人については、養成した６７名のうち８名の方が後見支援員として活動されておりますが、残りの方は、後見人名簿に登録されただけとなっています。養成した方の今後の活用方法について、お考えをお聞かせください。
課長	福祉教育については、身体障害だけに限らず、知的障害や、外見では分かりにくい内部障害なども行う必要があると考えています。例えば、ヘルプカードは、外見からは分かりにくい内部障害の方への支援にも有効と聞

	いておりますので、ヘルプマークを利用することも方法の一つと考えます。今後、社会福祉協議会や学校などとも連携して進めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。 　次に、一元的な相談窓口の記載についてです。他の分野の計画については、それぞれ計画の趣旨が異なりますので記載していない計画があるかもしれませんが、障害分野の計画では、相談支援として関連性が高いため記載をしたものです。 　それから、市民後見人については、今後、障害のある方でも、高齢の方でも必要な方が増えていくと思います。また、実際に後見支援員として活動をするだけでなく、制度の普及を進める方としても必要であると考えますので、今後も養成講座は実施していきたいと考えています。
委員	ただいまの委員からご指摘のあった３点は、主に社会福祉協議会が役割を担っています。取組の「関連課等」に、社会福祉協議会を記載するのが良いと思います。
委員	「関連課等」については、市役所の庁内関連課について記載するとのことでしたので、社会福祉協議会の記載がないものと理解しています。その代わりに、６ページに計画全体を推進していく上で「③社会福祉協議会との連携」と記載がありますので、今まで以上に、社会福祉協議会の役割が大きいと認識しております。
課長	本計画における社会福祉協議会のあり方については、ただいまの委員がおっしゃったとおりでございます。 　社会福祉協議会については、全体に関連しているため、６ページの「(1)計画の推進」に記載したほか、２ページでも社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携を記載しております。
委員	市民後見人については、養成された多くの方を活用し、成年後見制度をもっと広げていただきたいと思います。
委員	３１ページの福祉教育として、取組６の中に「地域と連携した障害理解学習の推進」があることは、とても良いことであると思います。 　障害福祉サービス提供事業所においては、近隣の小学校の特別支援学級と連携して、畑の作業や音楽会での発表などを長年続けている例もあります。このような取組を連携して続けていくことが大切であると思います。
委員	福祉教育の「関連課等」の記載についてですが、保健センターは健康づくり支援課という課名になりましたので、保健センターという記載がなく

	なりました。保健師の役割が分かりにくくなるのではと懸念します。 それから、学校における福祉教育を、社会福祉協議会がすべて担うのは難しいと思います。心の健康について、小学校５年生ぐらいから中学校２年生あたりで、年に１度、保健師から講話を聞く機会を設けてはいかがでしょうか。
会長	保健師については、市民の健康を保つための役割を果たしていただくよう位置付けることが良いと思います。
委員	最近は、子どものうつ病が増えてきています。精神障害に対する偏見のない社会をつくるためにも、できるだけ幼い頃からの福祉教育が大切であると思います。
委員	６ページに、計画の推進として「④関係団体、福祉サービス事業者、企業等との連携」がありますが、具体的には家族会とどのように連携していくのでしょうか。
課長	市としては、家族会の勉強会の周知や事業後援、事業への職員の派遣などにより連携していきたいと考えております。
委員	今後、知的障害の方の地域活動支援センターができましたら、それが核となって、家族会やピアサポートなどにも取り組まれると良いと思います。
会長	地域活動支援センターは、本来、そのような役割を担うところです。その機能を発揮できるよう、行政としてバックアップが必要だと思います。
委員	５５ページの「生活環境の向上」では、バリアフリーの推進が記載されていますが、近くに車を止めることが難しい公園や河原が多くあります。社会資源を利用するためには、アクセスの向上も課題であると思います。
委員	先日、施設において、障害や難病のある方への対応についての勉強会を開きました。専門の先生に依頼しておりますので、よろしければ、今後開催する際には、地域の事業所の皆様もぜひご参加いただければと思います。
課長	ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。
委員	高次脳機能障害についてですが、診断されずに地域の中で埋もれている方が多いと聞いたことがあります。高次脳機能障害の方は、６８ページの

	自立訓練を利用すると思うのですが、見込量が少ないのでその理由と、今後どのように取組を進めていくのかについて伺いたいと思います。 　また、地域移行について新しい計画に記載していただいたことに感謝いたします。障害のある人の人権を基本として、取組を進めていただけると良いと思います。 　なお、市民会館の大ホールは、車椅子専用スペースが６席しかありません。バリアフリー化は費用もかかりますが、改善できたらと良いと思います。
課長	見込量については、今までの実績から伸びを見込んだものでございます。６８ページの自立訓練（機能訓練）は少ないですが、６９ページ自立訓練（生活訓練）は多くなっています。 　高次脳機能障害については、今後、４１ページの「取組３３：障害特性に配慮したきめ細かい支援の構築」に位置付け、取り組んでいきたいと考えております。
会長	高次脳機能障害などについては、人数が見えない部分もあり、実際はもっと多くなる可能性があります。もし、見込量より多くなった場合には、計画の見直しが図られるのでしょうか。
課長	この項目に限らず、実際の利用者が見込量を上回ったとしても、利用を制限することはありません。また、計画については、必要があれば見直しを行うこともできます。
委員	４１ページの取組３４に、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた相談支援体制とあります。高齢者については、介護福祉課が関連課だと思いますが、地域包括支援センターを記載することも良いと思います。
委員	計画書の表紙の基本理念の言葉の中に、「笑顔いっぱい」という言葉を入れていただき、ありがとうございました。 　子どもに障害があると知った時、笑うことすら忘れてしまい、前向きになれない親が少なくないと思います。さまざまな場面でこのような優しい言葉が使われていくと良いと思います。 　それから、子どもとともに、親が同じ方向を向いて、療育やサポートがスタートすると思います。「保護者の支援」という言葉も良いのですが、「父

	親のための相談」、「母親のための相談」、「きょうだいのための相談」という表現も良いと感じます。
課長	前回の会議で、委員の方から基本理念に「笑顔いっぱい」という言葉をご提案いただき、加えましたところ、とても温かい基本理念になりました。また、他の委員から、基本理念の言葉を表紙に入れることもご提案いただきました。ありがとうございました。
会長	他に何かご意見はございますか。
委員	（意見なし）
会長	それでは、本日の審議会を終了とさせていただきます。補足のご意見がございましたら、１１月６日（月）までに事務局へご提出をお願いします。 以上で、審議を終了します。委員の皆様ご協力ありがとうございました。

議事のてん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

平成　　年　　月　　日

議長の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿